

Title	戦後の独逸と内地移民問題
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.1 (1917. 1) ,p.142- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0142">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0142</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 戦後の獨逸と内地移民問題

阿部 秀助

最近、獨逸政府の公表せし處によれば、開戦以來同國の死傷者總數は三百九十二萬千八百六十九名にして、其中八十八萬九千九百五十七名は戦死者たるを以て殘餘の三百三萬千九百十二名は負傷者の部類に編入せらるゝものなり、但、以上の數字中には疾病患者にして後送せられしものを包有するにあらずやとの考なきにあらずも、假りに以上の數を以て電文面の示すが如く純然たる負傷者のみとする時は尙ほ他に七十五萬の結核性患者、略ぼ同數の心臓病及神經病患者、及五十萬餘の胃腸病患者にして戰場より内地へ後送せられしものあり、故に以上、不具疾病兩方面を通じて、戦後、一定の資産を有す

る結果、別に國家の保護を必要とせざるものと戦争其者によりて被むりたる負傷、疾病の經過良好にして普通人の如く勞役に服し得るものとを除きても、國家の救済を必要とする人員は極めて多數に上る可し、是に於てか戦後の獨逸は是等祖國の功勳者に對し如何に其勞を犒ひ、如何にして其不自由なる境遇を慰す可きかの問題を生ず、而して此問題は一面彼等をして徒食の徒たらしめず、出來る丈け經濟上に活動せしめんとする國家の要求と相應じて茲に廢兵移住問題を發生するに至るものなりとす。

戦後、廢兵の移住す可き方面は單に地方のみにあらずして都會に於ても然りとす、但兩者を通じて健康上、最も適したる地を撰定せらる可きことは必要な條件たり、加ふるに彼等をして出來る丈、其土地、其家屋を所有せしめて、自營自活の状態に置かしめ、此點より國民の經濟的能力を増加せしむることも、亦た必須の要

素たり、斯くて一昨年三月二十日に催されし獨逸土地改良者同盟會は廢兵に對する土地問題を解決せんが爲に、次の如き法案を可決するに至れり、即ち獨逸帝國、各聯邦、市町村は(一)農業上の素養あるものに限り最高限十「ヘクター」を(二)園藝に従事するものに對しては二「ヘクター」を(三)都市の附近、又はは農業上の勞働に従事するものに對しては、之れが住居上の目的に供する爲め、千平方米迄を準備す可きことを以てし且つ各自の需要者は是等の土地を市價よりも低廉なる價格によりて要求し得る權利を有し加ふるに自己の求めんとする土地に對しては別に資金を支拂ふの必要なく只だ要求者其人にして生存し或は其土地を去らざる間は所定の地代によりて之を所有し得ることを規定せり、今假りに、以上の法案を實施する場合に於て吾人が考慮を要する點少からず、即ち其第一として

は總て土地經營の場合に於て、其經營者たる可き者が充分に其所有地を經濟的に利用し得る能力を有するものなること、例者、地方に對する移住者としては地方の出身者か、或は曾て農業に従事せしものなることなりとす、第二に考慮を要する點は、配偶者たる婦人が充分斯くの如き事業に對して獻身的なるや否やの點なりとす、蓋、從來、内地移民に關する經驗によれば、之れが困難なる點は、婦人の要求にして、彼等の多くは都會生活を憧憬し、單調なる地方的生活を悦ばざる傾向あり、蓋、斯くの如き婦人にして農業其者を拒否するに至らば、之れが經營は忽ち失敗に了る可く、殊に廢兵の場合に於ては、普通の場合に比して、廢兵其人が充分なる勞働力を有せざる結果、更に多く婦人の力に俟たざる可からず、故に此理由よりして、廢兵の地方移住に對しては、特に婦人が斯くの如き職業を營むに充分適當なる資性を有するや否やを調査せざる可からず、一年有餘を都會の業務

に従事せし女性或は大都會にて成長せし婦人は一般に以上の如き地位を求むるに不適當なるものなりとす、更に一箇の問題として研究の價値を有するものは、内地移民に對して充分明白なる智識の缺乏せることなりとす、蓋し、此の間の事情を充分に通曉することなく移住せんか、其結果、時に所期と反するものあるに至る可し普通、五「ヘクター」乃至十五「ヘクター」迄の農場を經營するものは、殆んど其全力を注ぐにあらざれば到底、生計を維持すること不可能にして、加ふるに、移住の初年にありて其經營は最も困難にして、其次年に於ても尙ほ幾多の大困難存せり、故に充分なる勞働能力を有せざる廢兵に斯くの如き地位を附與する際には、此點亦た注意の價値あり、彼の廢兵に關する規定には以上の點に考慮して、特に半「モルゲン」より、十「モルゲン」に至る範圍内に於ける園藝事業を奨励せり、而して斯くの如き職業は各廢兵にと

りて其妻其子女の援助によりて、比較的容易に經營し得ると共に、それ相當の収益を齎らすを得可し、勿論、彼等は以上の業務より収益を齎らし得る以外に、各自年金を支給せらるゝ地位にあり、此年金は千九百六年五月三十一日の規定によれば、其被害の程度が全然業務に従事すること能はざるものには一般の兵士に五百四十麻、下士に六百麻、準士官は七百二十麻より九百麻となし、以下其程度に應じて之れが支給額を規定せり、其他、彼等は傷害又は養老保險として年に二百麻乃至三百麻の収入を有す、次に都市方面に移住せる廢兵は地方の廢兵と同額の年金を有する結果、其生活は之れを地方の部に比すれば非常に困難と稱せざるを得ず、何んとなれば都會方面にありては、地方に見るが如く、自己の所有地を耕作するが如き全然不能なるを以てなり、此場合に於て彼等をして單に年金によりて生活する苦境より脱せしむる爲

めには、更に他の方法を講せざる可からず、此點に就きて注意す可き問題は家内工業なりとす更に都市に於ける廢兵移住問題と關聯して必要なる事項は、彼等の住宅問題なりとす、理想より云へば彼等一家族の爲めに一個の住宅を設くること好都合なるも、斯くの如きは、地價の騰貴せる都會に於て到底不可能のことなるを以て、已むなくば二家族乃至三家族を入るゝに足る住宅の設備を必要とす、又た此要求を満足せしむる爲めに都市の附近に廢兵其者の住宅のみによつて成立する一區劃を設くるも可なり、尙ほ廢兵が戦争前居住せし地に自己の住宅を求め得るとせば、更に彼等にとりて好都合なりとす、次に廢兵移住の組織方法に關して、地方と都會とは根本的相違あり、今前者に就きて考察するに、從來、内地移民の場合に之れと決定するものは總務委員會にして、先づ移住希望者は此委員會に赴き、何れの地代農場が地代銀行の介

立によつて譲渡れるかを確知す、而して此場合に於て地代農場の提供者は三「パーセント」二分ノ一乃至四「パーセント」の地代債券を受取る、此債券は何れの場合によりても有價證券市場に於て融通し得るものなりとす、之れに對して移民者即ち地代農場の引受人は年々、地代銀行に依つて三「パーセント」二分ノ一乃至四「パーセント」の地代と、償却費として二分ノ一「パーセント」とを支拂ふの義務を有するものなりとす、斯くて讓渡されたる地代農場は六十年半乃至五十六年一ヶ月を以て引受人の所有權の下に屬するものなりとす、尙ほ地代農場に對しては農場所有主は總務委員會の認可を得るにあらざらんば、其の一部を分配し或は他の地面と合併することを得ず、等の附帶義務あり、而して以上述ぶる如き内地移民に對する一般的方法は果して廢兵其者の移住の場合に適用し得るやと云ふに、其間多少、困難なる問題伏在せり、即ち其

第一は總務委員會の手續を借ることは極めて煩雜にして、且つ費用を要することなりとす、此點に就きては、從來既に、此委員會が法律上の形式に囚られたる如き弊害を指摘するものありしが、廣大なる地面を授受する場合にありては或は必要ならんも、然かも廢兵移住の如き小規模の場合にありては、寧ろ斯くの如き機關の存在は不適當と稱せざるを得ず、即ち此方面の組織に改革を加へて、簡便なる方法を以てすること必要なり。換言すれば「ドクトル、ハンス、ウエパー」が論せる如く將來に於ては、實際の事情に迂遠なる官僚の手より自治體に於て之れを處置すること必要なりとす、今日地方の官吏が其地方の事情を解せざることは、内地移民の多き地方に於ける農民の常に口にする處なりとす、第二に地方移民上に於ける最大障害物は普通教育費の負擔の過重の状態に存することなりとす、殊に就學兒童數多くして、其割合に、財

政治上貧弱なる町村にありては、之れが負擔は著しく困難なる状態にあり、故に以上述べたる如き廢兵の移民問題を決する爲めには先づ此壓抑的状态に對して改革を加ふるにあらざるは、獨逸の農村は自由の樂土として國家の功勞者を移住せしむること能はざる可し、次ぎに都市方面に於ける移住に對しては、大都市、中都市を通じて出來だけ小規模の住宅を建築すること必要なり、此點に就きて「フリッツ、ポイステル」の「戦後の都市移民政策」は最も能く此間の消息を洩らせり、若、合理的なる建築法にして講せられんか茲に二家族又は三家族を居住せしめ得る住宅設置の點に於て始めて都市に於ける廢兵移住の問題を解決するを得可し。以上は「ハンス、ウエパー」の所論に對して多少私見を加へしものなりとす。(完)

## グレシャムの法則と徳川時代の經濟學說

増井幸雄

悪貨は良貨を驅逐するといふこと、詳しく云へば、内容價值の異なる二種の貨幣が同一價格を以て流通に附せられる場合には内容價值の優れるもの即ち良貨は流通界から跡を絶つて内容價值の劣れるもの即ち悪貨のみ殘留するに至るといふことは、グレシャムの法則として經濟學の初歩を學んだ者の間にも廣く知られて居る事柄である、元來此の法則をグレシャムの法則と呼ぶに至つたのは十六世紀の中葉に英國のメリザベス朝に仕へてアントワープ駐在財務官たり兼て倫敦株式取引所の創立者たりし Sir

Thomas Gresham (1519—1579) の發見に係るものなりとの意味にて D. C. Macleod が其の著書に於て斯く命名したるに始まるものであるが、然しグレシャムは決して其の唯一の發見者でもなく又最初の發見者でもない。彼以前に天文學者 Copernicus ありて千五百二十六年(即ちグレシャムが七歳の時)にポランド王に奉つた書中に於て「凡を完全なる重量を有する良貨幣は劣悪なる貨幣と共に流通せしむることは出來ないものである、良貨幣はすべて貯蓄溶解又は輸出せられて悪貨のみが流通界に殘る」と云つて居り、更に佛國に僧正 Nicole Oresme ありてコペルニクスに先だつ百六十二年の昔に於て佛王シャルル五世の爲に著はしたる貨幣論中に「數種の貨幣の法定比價が其の金屬の市場價格と異なるときは低く見積られたる貨幣は流通界から驅逐されて高く見積られたるもののみが流通する」と云つて居る、更に遠く遡れば實に紀元前